皇室事項

認証官任命式

九月七日午後四時三十分、宮中において、検事長塚田徹、高等裁判所長官田村幸一、特命全権大使塩川実喜夫、同山崎啓正、同南博、同竹田治三及び特命全権公使相川一俊の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、マレーシア国国王陛下の御誕生祝日につき、九月八日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、タジキスタン国の独立記念日につき、九月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北陸信越地方交通審議会は、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950―8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　北陸信越運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成29年９月12日

北陸信越地方交通審議会会長　柳沢　吉保

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成28年検第9426号大麻取締法違反、窃盗被告事件（平成28年領第1618号）　１．現金50,000円。2．現金212,000円。3．現金200,000円

平成28年検第9991号覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反被告事件（平成28年領第1635号）　１．現金590,000円（封筒入り）

平成17年検第3496・3497号覚せい剤取締法違反、あへん法違反被疑事件（平成29年領第1204号）

１．現金100円。2．現金37,000円。3．現金108,000円。4．現金20,000円「以上受還付人アスガル・サルシャール」。5．現金2,300,000円。6．現金2,000,000円

平成17年検第3496・3497号覚せい剤取締法違反、あへん法違反被疑事件（平成17年庁外領第921号）

１．鍵（リング付き）５本。2．カード類４枚。3．携帯電話機３台。4．財布１個。5．偽造旅券１通「以上受還付人アスガル・サルシャール」。6．あへん（ビニール袋入りで更にティッシュに包まれているもの）１袋。7．鍵１個。8．吸引器具１式。9．携帯電話機10台。10．携帯電話機（充電器付き）１台。11．地図１束。12．電卓１台。13．ボールペン１本。14．メモ帳２冊。15．メンバーズカード１枚。16．リュックサック１個

平成18年検第33245号窃盗被告事件（平成29年領第1840号）　１．現金200,000円（封筒入り）。2．現金40,000円（封筒入り）。3．現金500,000円（封筒入り）。4．現金63,000円

平成18年検第33245号窃盗被告事件（平成18年庁外領第8796号）　１．キャッシュカード４枚

平成28年検第25792号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成29年領第710号）

１．現金650,000円。2．現金108,704円。3．現金574,000円

平成28年検第25792号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成28年庁外領第11472号）　１．携帯電話機（充電器、イヤホン付き）１台

平成28年検第32555号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成29年領第1616号）

１．現金499,000円

平成28年検第32555号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成29年庁外領第388号）　１．紙片１枚。2．携帯電話機１台

水戸地方検察庁検察官

平成29年検第1855号住居侵入未遂被疑事件（平成29年領第453号）　１．現金17,720円。2．古銭16枚。3．財布１個。4．外国硬貨12枚。5．腕時計３個。6．指輪２個

名古屋地方検察庁検察官

平成28年検第10512～10514号住居侵入、窃盗被告事件（平成28年領第4143号）　１．鍵１本。2．取扱説明書・保証書１通。3．ネックレス８本。4．イヤリング１組。5．指輪６個。6．封筒２枚。7．現金36,955円。8．財布７個。9．ショルダーバッグ１個。10．腕時計３本。11．外国紙幣３枚。12．利用明細書１枚。13．鞄１個。14．肩掛け鞄１個。15．アクセサリー２個。16．小物入れ１個。17．チェーン１本。18．ナンバープレート様のもの６枚。19．アクリル板１枚

松江地方検察庁検察官

松江地方検察庁平成28年検第10815・10911号、平成29年検第10037・20042号、大阪地方検察庁平成29年検第3845・5101号支払用カード電磁的記録不正作出、不正作出支払用カード電磁的記録供用、詐欺、道路交通法違反被告事件（松江地方検察庁平成29年領第98・107号）　１．たばこ127カートン。2．たばこ５個。3．ビニール袋７枚。4．ライター２個。5．紙袋１枚。6．エンジンキー１本。7．普通乗用自動車１台。8．自動車検査証の写し１枚。9．ｉｐａｄｍｉｎｉ２式

隊員の懲戒処分

第37普通科連隊　陸士長　越智　竜哉

自衛隊法第46条第１項第１号の規定により免職する。

平成29年９月12日

陸上自衛隊第37普通科連隊長

１等陸佐　丸尾　寿明